

第三十一次回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第二十七号

昭和三十四年三月二十日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事吉川 久衛君
理事大野 市郎君 理事本名 武君
理事赤路 友蔵君
安倍晋太郎君 秋山 利恭君
五十嵐吉蔵君 今井 耕君
大森 玉木君 倉成 正君
笠山茂太郎君 田口長治郎君
高石幸三郎君 網島 正興君
永田 亮一君 永山 忠則君
橋本 正之君 濱地 文平君
松岡嘉兵衛君 三和 精一君
角屋堅次郎君 金丸 徳重君
神田 大作君 栗原 俊夫君
栗林 三郎君 實川 清之君
高田 富之君 中澤 茂一君
出席國務大臣

農林大臣 三浦 一雄君
出席政府委員
農林政務次官 石坂 繁君
農林事務官 伊東 正義君
農林事務官 増田 盛君
農林事務官 安田善一郎君
農林事務官 大澤 融君
農林事務官 栗原 俊夫君
農林事務官 稲村 桂吾君
農林事務官 桂吾君
農林事務官 岩隈 博君

委員外の出席者

農林技官 栗原 俊夫君
農林技官 稲村 桂吾君
農林技官 桂吾君
農林技官 岩隈 博君

三月二十日

委員八木徹雄君、三和精一君及び松浦定義君辭任につき、その補欠として橋本正之君、永山忠則君及び栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員永山忠則君、橋本正之君及び栗原俊夫君辭任につき、その補欠として三和精一君、八木徹雄君及び松浦定義君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

農林事務官 安田善一郎君
農林事務官 大澤 融君
農林事務官 栗原 俊夫君
農林事務官 稲村 桂吾君
農林事務官 桂吾君
農林事務官 岩隈 博君

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

農林水産委員会議録第二十七号

本件につきまして、田口委員より、各位のお手元に配付いたしておりますような草案が提出されております。この際草案の趣旨について提出者の説明を求めます。田口長治郎君。

漁船法の一部を改正する法律案
漁船法の一部を改正する法律案
漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「漁船は、」を「漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。）」に改める。

第十二條中「前條」を「第十一條」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
総トン数一トン未満の無動力漁船については、登録をしないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田口委員 ただいま議題となりました漁船法の一部を改正する法律案の起草については、起草の理由及びその内容を簡単に御説明申し上げます。

漁船法の規定により漁船はすべて登録義務を負つておるのでありますが、連合軍司令部の指令に基いて制定され

た漁船登録規則の内容をほとんどそのまま継承したものであつて、当時の事情から、すべての漁船につき厳重な登録制がとられ、登録を受けなければ漁船として使用できないこととなつていたのであります。

現在登録を受けている漁船は約四十万隻あり、これら漁船の中には、科学的な装備を有する数千トンの大型漁船がある反面、無動力漁船が約二十五万隻もあり、このうちには、櫓、かいのみをもつて操業する一トンに満たないきわめて小型のものが約十九万隻も含まれていて現状であります。これらの小型漁船を使用する漁業者はすべて沿岸の零細漁業者でありますので、法の命ずるところにより登録または三年ごとの検閲を強制することは、それらの者の漁業に支障を与えますのみならず、今後なお登録制度を存続せしめておく実益もほとんどないと存する次第であります。従いまして、この際無動力漁船のうち、総トン数一トン未満の漁船に限つては登録義務を課さないこととしたのであります。

何とぞ委員長におかれてはこの案を委員会の成案としてお取り上げ下さいますようお願いする次第でございます。

○吉川(久)委員長代理 ただいまの草案について発言があればこれを許します。

なければ、お諮りいたします。漁船法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会

提出の法律案とするに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、そのように決しました。

提出の法律案とするに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、そのように決しました。

○吉川(久)委員長代理 酪農振興法の一部を改正する法律案を議題としたし、審査を進めます。

本案は前会においてすでに質疑を終了しております。本案に対し、中澤茂一君より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる修正案が提出されております。修正案の内容は各位のお手元に配付いたしておる通りであります。まず修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。中澤茂一君。

○中澤委員 自由民主党と日本社会党の共同提案による修正案を朗読いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

新第二十條中「場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要がある」と認めるときは、を「場合においては、」に改める。

新第二十四條第一項中「紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、」を「紛争のなりゆきによつては二以上

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号

の都道府県にわたり生乳等の取引関係に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、一に改める。

以上提案いたします。

○吉川(久)委員長代理 修正案について質疑はありませんか。

なければ、修正案及び原案を一括して討論に付しますが、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。まず修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よって、修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よって、本家は修正議決すべきものと決しました。

ただいま修正議決いたしました酪農振興法の一部を改正する法律案に対し、大野市郎君より、自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる附帯決議を付したいとの申し出があります。この際発言を許します。大野市郎君。

○大野(市)委員 自由民主党並びに日本社会党共同提案で、ただいま議決をいただきました酪農振興法の一部を改正する法律案に対して附帯決議をいたしたいと存じます。

その案文を朗読いたします。

酪農振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法改正の趣旨に即応し、その運用の全きを期するため、左記各項の実現に努むべきである。

記

一、有畜農家創設特別措置法に基

乳牛専入制度の融資条件を早急に改善すること。

二、牛乳乳製品の製造設備の新増設又は設備転換に必要な長期低利資金を農林漁業金融公庫、開発銀行等から貸付けることが出来る途を拓くこと。

三、牛乳乳製品の生産費、市況等に對する調査の徹底を期し、基礎資料の整備に全力を傾注すること。

四、乳製品の緊急保管を行うに當つては、生産者乳価の安定を図ることを本旨として措置すること。また、更に進んでは、別途に牛乳乳製品の価格安定機構の確立を検討すること。

右決議する。

昭和三十四年三月二十日

衆議院農林水産委員会

以上の趣旨につきましては、すでに本法審議の過程における質疑応答におきまして説明せられておることであり、また、重ねて説明いたすことを省略いたします。

○吉川(久)委員長代理 ただいまの附帯決議について中澤茂一君より発言を求められております。この際これを許します。中澤茂一君

○中澤委員 本法の附帯決議について両党の一致を見なかつた点について、若干政府当局の責任ある御説明を願つておきたいと思ひます。

第一点は附則修正についてであり、附則に次の二項を加える。

五 経済基礎強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 農林漁業金融公庫にあつては、次に掲げる事業であつて国の直接又は間接の補助の対象とならないものに對して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業等助成基金

イ 農地の改良又は造成に係る事業

ロ 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第十八条第七項の規定により公示した酪農経営改善計画に基き農業協同組合又は農業協同組合連合会が行う草地改良事業

第十一条第二項、第十三条及び第十五条第一項第一号中「非補助小団地等土地改良事業助成基金」を「非補助小団地等土地改良事業等助成基金」に改める。

六 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「非補助小団地等土地改良事業助成基金」を「非補助小団地等土地改良事業等助成基金」に改める。

これが二つに両党の一致を見なかつた点であります。この点について、将来草地改良についての三分五厘に對しても政府は適用するということについて政府の見解を一応お聞きしておきたいのであります。

○三浦國務大臣 ただいまお尋ねのありました草地の改良でございますが、

趣旨としましては私たちは賛成でございます。当局といたしましては、なるべく牧野並びに草地の改良は国家の助成のもとに推進したいと考えておつたのでございまして、これもなかなか思ひ通りにもなりません。しかし、一面におきましては、草地並びに牧野を管理している面におきまして相当な資産を持つてゐる向きもありません。これは御了承の通りであります。従いまして、この方面にはむしろ低利の資金を融通いたしまして改良に沿うことも適切であらうと思ひますから、今後十分に考慮しまして、実現のできますように配慮したいと思ひます。なお、実は、三十四年度の原資はほつきまっておりますので、この点は後年度にかざるを得ないと思ひますが、これらも十分検討しまして、一日も早く実現の運びに取り進みたい、かように考えております。

○中澤委員 次に、昨年の紛争において實際全国各地に起つた受乳拒否の問題であります。今回は一応調停機関が非常に強化されたから、そういう事態は起らないであろうという予想は立つのであります。が、万が一調停期間中において乳業会社が受乳拒否をした場合は、政府はどういう行政指導あるいは行政措置をとるか、この点を明確にしておいていただきたいと思ひます。

○三浦國務大臣 受乳拒否の問題でございますが、これは、理論的に、仰せになります通りどうしても考えざるを得ないのであります。しかし、今度は態勢を改めまして、生産者あるいは加工する者も一体となつて酪農を守り、かつ発展させなければならぬという基礎に立つてゐるわけでございます。

て、かような不幸な事態は予想しておりませんけれども、かような事態があらまされた場合には、すでに畜産当局からもしやに御説明を申し上げておつたと思ひますが、われわれといたしましては、さしあたり行政上の指導を強化しまして、さうなことの起らぬように、また、同時に、起きますような憂いがありまして、各般の力を尽して、受乳拒否の事態が起きないよう、かりにそういう憂いがありました場合にも、行政上の指導を強力に推進して、両者の調整をはかりつつ酪農の振興をはかつて参りたいと思ひます。

○中澤委員 次に、第二十五条の解釈問題であります。第二十五条は、昨年の紛争においても検査権の発動ができたか、たといふところが問題があつたのであります。これは、農林水産省の検査権の見解も、この法律を施行するための検査権であつて、一般の検査権はなにか、こつちの法制局の見解も去年明かにされたわけでありまして、それについて、この第二十五条において、たとえば買入れ機関のそういう条文がないので、この点は私は非常に危惧をしてゐるのであります。この第二十五条の検査権の発動が今回のこの法律によつて確実に可能であるという保証があるのかどうか、この点について大臣の見解を承つておきます。

○三浦國務大臣 この点につきましては、従前の制限を撤回していただくまで、改正をさせていただいたわけでありまして、同時に、一体これをやるのかどうかという意欲の問題もあるわけでございますが、これは、当局におきまして、この前から申し上げた通

り、いわば決心を新たにしてこの行政の円滑を期したい考えであります。同時に、若干ではございましたけれども、予算の裏づけをしておりますから、法律上の制限もとり、同時にその裏づけする予算も計上しておりますから、御指摘になったことは円滑に今度は行使するものと考えております。

○中澤委員 最後にもう一点明らかにしておいてもらいたいのは、昨日最後まで両院の調整がつかないもので、この第四項目の附帯決議になったのであります。これはやはり、現在の酪農振興基金を強化するなり、いま一つの別な機関を設けるかして、価格調整による畜産事業団のような、買い上げオペレーション機関というものが将来必要になつてくるかと考えますので、実は、日本社会党としては第四項の決議をもっと強化した案を出したのであります。これは両院折衝の結果非常にやうらかい表現に変わったのであります。この第四項の附帯決議の本旨はそこにあるのであります。将来をどういふ何らかの価格調整のオペレーションを政府は考える方向にいくべきであるとかわれわれは考えるのであります。これについて大臣の御見解をただしておきたいのであります。

○三浦国務大臣 今お尋ねになりました点でございますが、実は、過去の委員会におきましても、私まだ未熟な案ではある、こういう前提にして私の考えを申し上げたと記憶しております。と申しますのは、むしろこの基金等の機構と機能を拡大して、必要に応じては乳製品等を買入れ、保管する機能を持たせたい、こういうことも考えておつたのであります。しかし、今

度この基金を拡大して酪農振興に寄与させるわけでございますが、一面におきましては、私たちは杞憂だと思ひますけれども、買入れを急ぐの余り運営がつかないことになつても困る、そういうふうなことを言われまして、この機構の改革までには及ばなかつたのであります。もう一つは、乳製品を買入るところは今学校の給食会等でございますが、これは必ずしも適当でない。むしろ別途の機関でもつて、われわれの考えとしては、買入れは基金等が買ひまして、そして合理的に地方の方にこれを配るといふ方が適切じゃないか。両面の機能を持たせたいと思つたのでございますが、そこまではまだいけません。従ひまして、今の附帯決議の御趣旨もありますし、当局としましては、これらの問題を十分に勘案しまして、そして今後対策の十全を期したい、かように考えておりますから、今後ともこの問題につきましては、委員の各位も一つ御協力賜わらんことを、むしろこちらからお願ひ申し上げます。

○吉川(久)委員長代理 お諮りいたします。本附帯決議を付するに賛成の諸君の御起立を求めます。
〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、附帯決議を付するに決しました。

ただいまの附帯決議に対し、政府の所見を求めます。三浦農林大臣。

○三浦国務大臣 酪農振興の問題につきましては、昨年の夏以来特別農林委員の各位におかれましては御協力を賜ひまして、深甚なる謝意を表する次第であります。今回の酪農振興法

は、今御指摘になりました通り、いろいろの問題がまだ未解決のことも残つておるのでございますが、これは取り急ぎわれわれは改善の方途を講ずると同時に、今回御協力によりまして改正されましたこの法制のもとに、同時にまた若干前進させました予算等の運用につきましてもあわせて全力を尽して、酪農振興のために寄与したいと考えています。

なお、ただいま決議になりました附帯事項につきましては、これを尊重し、十分にこの成果を上げ得るよう努力いたしたいと考えています。何とぞ御了承願ひます。

○吉川(久)委員長代理 なお、お諮りいたします。ただいま修正議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○吉川(久)委員長代理 次に、本日付託になりました、栗原俊夫君外十六名提出、酪農価格安定法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず、本案の趣旨について提出者の説明を求めます。栗原俊夫君。

酪農価格安定法の一部を改正する法律案
酪農価格安定法の一部を改正する法律

酪農価格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の農林大臣の定める額は、酪農の生産費の額の七割五分を下るものであつてはならない。

第十二条の三各号列記以外の部分中「同条第二項」を「同条第三項」に、同条第六号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
酪農価格安定制度の中にあつて酪農の最低価格はその生産費の七割五分は保証する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○栗原委員 ただいま議題となりました酪農価格安定法の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明申し上げます。

御承知の通り、酪農価格安定法は、養蚕業の安定をはかるために今日まで大きな役目を務めてまいりましたけれども、昨年、いろいろな養蚕業界の混乱から、酪農価格の安定に関する臨時措置法、こつち臨時措置法が行われまして、主として昨年来この臨時立法が務めを果しておるわけですが、しかし、何と申しましても、親法である酪農価

格安定法がそのバック・ボーンになつておるわけでありまして、とりわけ酪農価格の最低価格の問題について最も大きな任務が課せられておるときに、私たちはこれを軽々に見のがすわけに参りません。特に酪農の最低価格の問題につきまして、従来は、政令にまかされてはおりましたけれども、価格支持制度という建前に立つて、酪農の生産費のバルク・ライン八割五分をこえる範囲内において、こつち形で最低価格が定められておつたわけでありまして、ところが、本年初めに、標準生産の最低価格及び最低価格の算定についての臨時特例に関する政令、こつち形ものが公布せられて、従来八割五分といふものが、一挙に、六割をこえる範囲内において、こつち工合に大幅に引き下げられました。このことは、養蚕を営む立場に立つときには非常に重大な問題であり、やはり価格支持という立場を維持する限りにおいてはこつちいうことではならぬ、こつち立場に立つて、私たちは本来ならば従来八割五分を堅持する考え方でありまして、今回の国会において事業団法が成立する見込みであり、この作用によつて約一〇%というものを一応期待する。こつちいう立場に立つて、少くとも酪農の最低価格といふものは生産費の七割五分を下るものではないといふことを酪農価格安定法に明文化して入れて参らう、なお八割五分を七割五分に下げるをいふその一割は、新たにできる事業団法の作用によつてこれを補つていこう、こつち形考え方に立つわけでありまして、酪農価格安定法がどこまでも生産費といふものを基準に安定をはかろうという法律である以上、

やはり、実勢というものは実勢として一応認めなければならぬとせんけれども、生産費というものの十分基礎を保持した建前に立つてこの法律を推し進めていくことが何としても必要であらう、こういう考え方が私たちのこの法案を提案した理由であります。

何とぞ慎重審議の上御賛成、御可決あらんことを心からお願ひ申し上げます。

○吉川(久)委員長代理 これにて本案の趣旨説明は終了いたしました。

○吉川(久)委員長代理 次に、内閣提出、繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、及び、栗原俊夫君外十六名提出、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。栗原俊夫君。

○栗原委員 これは政府案に対する質問でございます。

まず第一にお尋ねいたしたいのは、本年の蚕糸業をどのように見通しておるかというところを伺いたしたいと存じます。

○大澤(融)政府委員 本三十三生糸年度の蚕糸業の見通しはどうか、こういう御質問だつたと思ひます。御承知のように、昨年六月臨時措置法によりまして十九万円、千四百円というところの実現を期待してやつておつたわけでございしますが、御承知のような事態で、ただいまもお話がありましたように、昨年の暮れから今年の初めにかけまして最低糸価、最低繭価の引き下げをいたしましたのであります。なぜこういうこ

とをしたかということの御説明を申し上げますれば、要するに三十三生糸年度の蚕糸業の見通しというよりな答えになるかと思ひます。

私も昨年の暮れに価格安定審議会に諮りまして最低価格を引き下げましたのは、十九万円あるいは千四百円というよりな、いわば需給事情とマッチしないような価格になる、これをきめました当時とは需給事情が全く変わってきたというところが基礎になつておるわけでございます。そこで、私も、この価格を考えますときに、それと一体どういふ需給の見通しかというお言葉でございますが、御承知のように、安定法で生産費を基準として価格を定めておるわけでございますが、従来のような生産費の八五〇というよりなものを基準にいたしました価格と、需給から、つまり売れるであろうというよりな値段を考えた場合と、両者の間に非常な距離ができた。そこで、あのような、今おっしゃつたような政令改正をいたしまして、需給事情にマッチした値段に引き直す、こういうことでございします。このとき考えましたのは、需給事情と生産費を基準にしたあの政令とがマッチした考え方で、この場合にとりまして需給均衡価格と申しますか、どのくらいの価格水準で今後いくであろうかという見通しを立てましたのは、十六万円くらいの水準で今後いくであろう、こういう見通しを立てたわけでありまして、そこで、従来の考え方として安定法の幅といたしまして四万円というよりなことを考えておつたわけですが、その下目の十四万円というところを考えたわけですが、そこで、私も、昭和三十三年生糸年度、

もうあと二、三カ月でございますが、十六万円水準で十月、十二月ごろのペースで移っていくのではないかと、こういう見通しを立てております。

○栗原委員 繭糸価格安定法があるのに、臨時措置法というところでまた一年を越していきう、こういうわけでありまして、しかし、やはりその背景をなすものは、どこまでも繭糸価格安定法でなければならぬと思ひますが、ただいまの御説明によると、どうもこの繭糸価格安定法の精神を置きかえておるように思ひます。価格安定法の精神は、われわれが読むところによれば、生産費を基準にして、生産費を償うといつても八割五分という形でやつてきたわけですが、その生産費を償う価格で売出す、これで買入、こういう高姿勢であつたわけですが、今のお話によると、買つてくれる値段にこちらが値を寄せていく、いわば低姿勢に変わる。価格安定法の精神の大黒柱をまるきり立てかえるような感じがするのですけれども、この辺に対する所見はいかがでございますか。

○大澤(融)政府委員 今までの生産費と申しましても、これは今は養蚕農家につきましても調べておるもの、総平均というよりなことで考えておるのでありますが、この生産費をどういふようにとるか、またどういふ農家を対象にして生産費をとるか、あるいはこのとつた生産費を実際の価格をきめる場合にどのように適用していくかというよりなことは、同じ生産費を基準にすると申しましても、いろいろな考え方があつて思ひます。そこで、今までのよりなああいう調査方法であつた八五〇というよりな考え方で適用する方法も

一つだと思ひますが、この方法を適用したのであつては、実際の需給と全くマッチしないので、この方法でやつた十九万円、千四百円というよりなことは、糸がほんとうには売れないで政府の蔵の中に入つてしまふ、そういうよりなことで、養蚕をするあるいは製糸をする意味というものは全く失われるわけですが、そこで、この生産費基準の考えで需給とマッチした方法というところをどうするかを得ないわけですが、従来のように糸価が高くて、両者が今までのよりな考え方でマッチしていればともかく、マッチしないようになつたからには、先般政府がとりましたような考え方でやるのが最も妥当な方法だ、こういうふうに考えております。

○栗原委員 最も端にお尋ねしますと、今までは、生産費がこれだけかかると、この値段でお氣に召した者は糸を買つて下さい、繭を買つて下さい、最低価格がある限りこういう立場であつたわけですが、ところが、今度は、そういう立場ではなくて、売れる値段で最低価格をきめるという方向になる、これでなくちや売れないのだ、この値でできないお蚕飼いはよせ、こういう立場に変わるわけですが、どのように衣を着せておつしやつても、これで引き合えないお蚕飼いはよせ、こういうことになるのだけども、そのように受け取つていいのですか。

○大澤(融)政府委員 養蚕の問題は、価格安定ということと並行いたしましていろいろな生産対策というものがあつて初めて一貫した政策にならうかと思ひます。そこで、極端なことを申し上げますれば、今おっしゃつたように、

これ以下の養蚕はやめろというふうにおとりになられる方もあるかと思ひますけれども、一方、私も、私どももいたしましては、特に来年度におきましては、生産の合理化、生産費の引き下げというところに予算的にも力を入れまして、これでも養蚕が成り立つようという努力はいたしていくわけでございます。

○栗原委員 それから、先ほど、繭の生産費のとり方についていろいろと方がある、そして、そのとり方で八割五分が今までの千四百円になつておつた、今度は繭の生産費のとり方を変える、こうおっしゃるのですが、具体的に繭を作つておる立場の生産費というものはそこにわかには変つてきません。もちろん、ただいまのお話によれば、いろいろな施策によつて生産費が下つていく努力はする、このことはよくわかります。しかし、だからといって、その生産費のそばん、持ち方によつて八割五分が六割になる、こういうことでそれが千四百円になるなら、八割五分が六割になつてもこれは一向差しつかえないのだけれども、最低価格を一千円に設定して、それが六割に当るんだというそばんの出し方は、どうもわれわれとして納得がいかなければ、この点は少しく考えてもらわなければならぬし、特に、昨年のいろいろな立場から想定した繭の値段、生糸の値段、こういうものが、一昨生糸も十四万円台におつたものが、昨今では十七万円台になつておるし、繭に至つては、実に、これは氣狂い相場かもしれないけれども、生糸よりも繭の値段が高いというよりな乾繭相場が出ておる。このことはたまたま昨年

そこで、ことしの三十三生糸年度十六万円水準で推移するものというような見通しを付けてやったわけでありますが、このような状態でずっといつたならば、三十四年生糸年度でどうなるだろうかと、こういう御質問だろうと思います。私どもの見通しでは、昨年の十月、十一月ごろ、低価格ながら価格が安定してきて、月々の輸出が六千俵をこえるというような状態になったわけでありますが、このときの状態がただいまずっと引き延ばされてきて、三十三年度の蚕糸業の需給状態を表わしておるわけでありますが、その状態が来年度も同じようにずっと引き続いていくものだ。私どもはこういうふうに考えております。

○農原委員　ただいまお話しのように

○票原委員　そこで、少しく最低蒔師と最低糸師との関係について伺いたいのですが、従来一般に理解されておりまして、繭が最低値段千四百円、これが百貫目で原料繭として十四万円、加工販売費が五万三千円ですか、そこで最低糸値が十九万円、このような工合に見られておったわけですが、今回

るいは専売局にも例のあることでございますけれども、入札価格あるいは予定価格というものは、その後にまた同じような入札が予想されるというような場合には発表しないことになっておりますので、具体的に個々の数字を公開のところで申し上げるのはちよつと差し控えたいと思いますが、大ざっぱに平均数字を申し上げますと、一万四千円、正確でございませんが、その程

いましたものが四万九千俵、約五万俵、それから、臨時措置法になりまして保管会社が持つておりまして来年度から特別会計に肩がわりするというものが約四万七千俵程度、それから、先ほどお話のございました入札をやつて交換生糸として入ってくるものが一万二、三千俵、締めまして十一万俵何がしというものが来年度政府の手持ちになるわけであります。そこで、これを

いて、政府はどのように考えておるか。実は、昨年、私、このことで行ったわけではありませんけれども、議会の代表で議会制度調査に行つた折に、アメリカでいろいろ見聞きしてきたわけです。特に農林省で元蚕糸局の糸政課長をやつておられた岡本さんがおられます。向うの実情は、生糸が高いから決して使わぬ、こういうことではないんだ、日本の輸出の値段があまりにも

不安定であるから、向うで安心してこれを受けての仕事ができないんだ、こういうことを言っておるわけだ。こういう中から考えると、政府として、今後のアメリカへの輸出関係、そしてまた生糸輸出というものをこれから増強していくための基本的な態度——向うではなるべく窓口を一本にして安定した値段で売ってもらいたいということを言っておるわけだ。向うではどのようなことを言っておるかという、たとえば、こちらで生糸を作っておるような会社の貿易はやはり政府で今まで定めてくれた十九万円を守ろうとするが、単純な貿易会社は、いわば買って売ってもうかれはいという立場に立って、政府の最低価格を守ろうという意欲がきわめて薄い、こういうところから値を買いだたかされるんでなくて売れくず形になっておるんだ、こういう点にいま少ししつかりとけじめをつけなければ、向うではまだまだ需要は伸びていく、こういうことを言っておるけれども、このあたりに対する当局の見解並びに基本的な所信をお伺いをいたしたいと思ひます。

○大澤(勉)政府委員 輸出の問題、これは私どもも非常に大事なことでと考えております。そこで、ただいま申されましたような安売りの問題があるというふうなことも私も耳にしておりますけれども、こういうことからただで、それじゃ窓口を一本化したらどうだということには必ずしもならないと思ふのであります。窓口を一本化して過当競争をしないであらう方法というところは、私も真剣に取り組んで研究していかなければならぬと思つております。従来、ややもすれば——御承知のように、アメリカに対する生糸の消費宣伝の機関といたしましては、中央蚕糸協会から、今お話をいたしましたような、前糸政課長をしておつた者が行つてやつておるわけですが、これも、これは、最近、日本絹業協会という、養蚕も、織物も、メーカーも、貿易関係の方も含めた一本の宣伝機関が誕生いたしました、四月からこれが発足して活発に活躍することになっております。今までのニューヨークの事務所の活動といたしまして、ややもすれば向うのディーラーの音が非常に強くなつてきて、直接の織物業者の声がなかなかこちらに反映しないというようになりが、あつたように私聞いております。そこで、今年は、専門的なマーケティング・リサーチと申しますか、市場調査をいたしまして、この結果を私ども全部見ておられませんけれども、末端の消費者に渡るまでのいろいろの調査をいたしまして、もうぼつぼつ報告がまとまるではないかと思ひますが、こういうものを基礎にして来年度は一段と力を入れてやつていきたい、こういうふうにして思つております。

○吉川(久)委員長代理退席、赤路委員長代理着席
○栗原委員 話が少し変わりますが、いよいよ近づいてくる今年の春繭の問題でございます。春繭の処理の問題について少しお話伺いたいと思ひます。今回事業団法も当院は通過しておるわけですが、春繭の処理について、方向としては団体協約、掛目協定、こういう処理の方法が当局によつて指導されておるわけですが、従来は繭の授受が終つたあとで掛目協定が行われておつたわけだ。しかし、今回は、事業団法もできて、事業団がある程度繭を自分たちでかかえるということも起つてきましよう。あるいは自主乾繭の問題等の関係から、生繭で渡すがよいのか、自主乾繭するがよいのか、あるいは事業団で抱くがよいのか、こうしたことの判断をする時点において、少くとも協定掛目の最高限というものはだけはわかつておらぬと、こういう選択の基準が立たない。これが今までの実情であつたわけですが、特に事業団というものができた以上はなおさらそういう必要性に迫られるので、今年の繭処理に対する指導方針の一つの柱として、掛目協定を繭の授受の行われる以前に何らか具体化するという方向が打ち出されておるかどうか、このあたりを一つお話し願ひたいと思ひます。

○大澤(勉)政府委員 春繭の取引についてでございますが、御承知のように、ここで御審議願つて、ここは通していただいた事業団、これが参議院を通りますれば編制をいたしまして、この春繭にもできるならば活躍したい、こういう気持ちでおります。今、春繭が出る前に値段が出てしまふのは売れるのだという値段が出てしまふべきだ、こういうお話だと思ひますが、事業団が活動を開始することになれば、出回り期の前に、基準価格というのか、そういうようなものをきめて打ち出すわけでありまして、これを基準として協定をやり、その協定で一部こつちへつなげるというような形にならうと思ふのであります。事業団の活動が始まりますれば、今おっしゃられたように、ある意味では協定の行われる前、春繭が出る前にこのくらいの値段という基準ができると思ふのであります。今年の春繭の取引から今までのような協定の方法を改めて事前に値段をきめるというところはなかなかむずかしいかろうと思ふのであります。取引の今後の重要な研究問題として私どもも検討を重ねたい、こう思ひます。

○栗原委員 実際の繭の取引の場面を局長よく御存じかどうか存じませんが、けれども、これはなまの繭で、しかも数日でもつてチョウが飛び出すというようにならぬもので、なかなか重大な問題なんです。そこで、ことしの繭処理の指導に当つて、再びこういう段階において従来行われた売手市場時代のような混乱が想定できる、こう私は思つておるわけだ。というのは、昨今の乾繭市場の混乱から、生繭市場もまた再び売手市場のようにならうと混乱が起る。その中で、一方には、共販、団体協約、こういうことが強硬に推し進められていくわけですが、ことしの春繭の争奪戦というものは、異常な混乱が起つてくる、こう思つております。そういう中で、実は今まで蚕糸局が指導した方向でそれぞれやつてきたわけですが、たとえば、機械製糸が中心になつて、座繰り玉糸、繭糸業者、こういうものを一貫して需要者団体というものを構成して、そして団体協約を結ばしておる。ところが、昨年の暮れから繭が少くなつて、そういう中で、当局の指導した原料繭の調整というふうなものなどはあまりうまくいっていない。そこで、ことしの春には、座繰り玉糸業者も、いわゆる需要者団体の中から反乱を起す危険性もある。もちろん繭糸業者というものが反乱を起す危険性がある。こういう状態でありまして、これは群馬の状況なんです。座繰り玉糸業者は全部休業に入つておる。これは、後々原料繭を調整して適当に回す、こういう約束で需要者団体が窓口をそろえたわけですが、それも、そういうくない。このことは非常に重大な問題と思ふのですが、ことしの春繭の具体的な処理、これに對してどのような指導をなさる考へか。

○大澤(勉)政府委員 御承知のように、今まで例年農林省蚕糸局から産繭処理方針というふうなものを県へ流しておるわけでございます。ことしの場合、こういうことでいいかどうかというふうなことは、私も検討しておりますが、なお近頃県の主任官會議などもございまして、調整をして、しつかりしたものにしていくたい、こう思つております。要するに、原料繭の調整と申しますか、需要者団体を作るといふか、いろいろ群馬県、あるいは山梨県にあるようですが、独禁法違反の問題が起ります。そこで、要は、養蚕団体と申しますか、養蚕農家の団体がしつかり団結をしてそれに当るということの態勢を持つていく必要があるかと私は思ひます。そういうような基本線でいろいろのことを考へて参りました、こう思つております。

○栗原委員 話はなかなか口で言えませんが、簡単にきれいなんですが、実際は、養蚕農家が共販の態勢をとる、ところが、実勢というものはほとんど値が上つていく、掛目協定は実勢でいかぬ、こういう事態が起る場合、は、とんでもないことが起るわけだ。かつて、二、三年前、昨年、一昨

年から、売手市場から買手市場という
ような姿になってきたわけですが、売
手市場時代の状態は容易でない。し
かも、ことしの春蘭にはそうしたこ
が想定できる。こうした場合に、一
方においてはもちろん共販というもの
を強力に推し進める、このことは正
しいと思うのです。正しいけれども、し
かし、共販で団体の掛目協定という姿
が存外思わしくない。こういうところ
に今日までの混乱の事情があるわけ
ですが、そうした中へ座繰り玉糸ある
は蘭系業者を追いついていく。そこ
で、座繰り玉糸の原料蘭をどうする
か、さらにはまた、蘭系業者の取扱
いをどうするか、こういう問題が具体
的に起ってくるわけですが、先般も局長
にもちよつとお話したわけですが、こ
とし群馬では、蘭系業者は需要者団体
のワケに入らない、こういう方向を
とつておるわけなんです。しかもこれ
らは自由業ではなくて免許、認可を
とつた業者であつて、おれたちをどう
するのだ、こういう事態が起つておる
わけですが、これらに対する当局の考
え方を一つこの辺で明らかにしておい
てもらふねと、ほんとうにことしの春
蘭は混乱する心配がされてなりません
が、この辺について、蘭系業者には免
許、あるいは認可を与えて仕事をさし
ておる、こういう人たちのどのような
性格に振るべきであるか。あるいは、
座繰り玉糸というより人たちの、実
際には一般に買出動をせずして、需
要者団体で買つたものを分けてもら
う、こういう姿のままでいることがい
いか、実際必要なものは買つて出
る、こういうことで需給というものを
つくっていくのか。私たちは、そうい
う事態の

ときには、よく実勢相場実勢相場と言
うのだけれども、ほしい者が高く手
を振る、こういう中から実勢は出てく
ると思ふのだが、そういうのは当局の指
導によるものであつて、実勢ではないら
しい。安くなつていくことが実勢だとい
うような方向をとつていくのが当局だ
というので、当局のやる手口は農民か
らあまり喜ばれておらぬ。むしろ不
信を買つておる、こういう状態なん
ですが、この中でどのようにやつてい
くのが正しいとお考えなのか。また、ど
のように具体的にやつていくとする
のか。このあたりをいさ少し抽象的
なく具体的なお話をしてもらいたい、
こう思ふのです。

○大澤(融)政府委員 率直に申し上げ
まして、具体的な最終的な結論に私ど
もは到達していません。いろいろ研
究しておりますが、基本的には、先生
も言われるし、私の言つたような方
向でやりたいと思ひます。これは、中
央だけで考えて処理をいたしても、
なかなか具体的ないろいろな事情が
ありますので、県の連中ともよく相談
をして、混乱のない処理方針を立て
たいと思つております。

○栗原委員 どうも、あまり軽く逃げ
られるので……。なかなか当局として
も言いにくいところではありますし
が、末端では、当局の指導のもとに、
都道府県の蚕糸課が、一般のこうい
う業者に対する問題も、やはり団体協約
一本というところで、つまり徹底的な指導
をする、指導だけならいいけれども、
ときには行き過ぎがあるような行動ま
でとる、こういうことではやはり問題が
起るので、これらについては十分注意
を喚起していただきたいこと、再び

独禁法違反というやうな問題で問題を
起しかねない要因をはらんでおります
から、この点は十分注意していただ
きたいと存じます。

そこで、いま一度本格的な本論に戻
るわけですが、蘭系価格安定法の第三
条、生産費を中心とした法律はでき
ておるとわれわれは思つております。ど
こまでも生産費を守ることが中心に
心にかけておる。価格安定の中心は生
産費を出発点とする、このように考
えておる。ところが、どうも政府の考
え方はそうでない。この辺について、こ
の法律の体系を根本的に変えるつもり
なのかどうか。まあ、今の姿から言
へば、小手先で全然骨を差しかえてお
るけれども、姿は今までの姿のように見
えるが、もう全然法律の趣旨が違つて
しまふ。売ることを中心にやつてい
く、こういう形になるわけですが、こ
の辺のほんとうの腹はどこにあるか。
今は、臨時措置法、それから政令、こ
ういふものでも組み合せて当面を処理
していくわけですが、これは、今のま
までいくと蘭系価格安定法の立法の精
神というものが全然入れかわつてしま
う、こう思ふのですが、この辺はいか
がでございましょうか。

○大澤(融)政府委員 その問題がある
ことは、今提案しております臨時措置
法の一部改正の延長という問題とな
るわけですが、私どもも、その方
針といたしましては、従来の安定法
の生産費基準というものは、その方針
で物事を処理しておるわけですが、
すが、ただ、先ほどもちよつと触れま
したように、生産費というものはど
ういふ農家について調べるか、あるいは
家族労働報酬というやうなものはどう

いうふうに評価して参るか、いろいろ
問題がございます。また、非常に能率
のいい農家の生産費を基準にするの
か、もつと一般的に、能率の悪いもの
を含めた平均のものを今のようにやる
のか、いろいろ問題があると思ひま
す。また、そうしてその生産費をどう
てみたところが、それではこれを価格
算定にどういふふうに使ふのかとい
うやり方についてもまたいろいろ問題が
あると思ひます。先ほども申し上げま
したように、今までの生産費のとり
方、今までの生産費の価格への適用の
仕方、こういうものと、需給均衡とい
う別な問題がなかつたのですが、そ
うでなくなつたわけでありまして。その
ため、十九万円というあつた大へんな
しい込みをせざるを得なくなつたと
いうわけがあります。そういう需給事
情を生産費とどういふふうにかみ合
せていくか、一体生産費基準一本でい
いのかどうかというやうな問題も、さ
らに発展してあると思ひます。これに
ついては、私ども、簡単に解決をつけ
るべき問題ではないので、振興審議会
等の御意見を聞いて、ここ一年かか
つて解決をしたい、こういふふうに考
えておるわけでございます。

○栗原委員 今のお話を伺うと、蘭系
価格安定法が制定された当時の立法精
神には今も少しも変りはない、従つて
それは生産費の線を守つていくとい
う精神には変りはない、ただし、売り物
であるから、需給均衡価格というもの
も大きく考慮に入れなければならぬ、
そういう観点に立つていま一度生産費
というもののそばの持ち方につ
て十分研究していきたい、このやうな

受け取り方をしておるわけですが、そ
れでよろしゅうございませうか。

○大澤(融)政府委員 そのやうなこ
だと思ひますが、生産費主義そのもの
の、あるいは需給関係等をどういふ
うに考えるかということが、これから
の検討問題である、こういうふうな意
味でございます。

○栗原委員 そうすると、やはり生産
費というものがどこまでも中心であ
る、ただ、生産費のそばのものはじ
きに今までのやうな問題があつた、そ
れを十分研究しながら売り値の方も
研究していく、どこまでも中心は生産
費だ、こういう工合に考えてよろし
うございませう。そうすると、その生
産費をどう持つかということがあつた
議論になつていくわけですから、特
にだめを押すわけなんです、それでよ
しゅうございませう。

○大澤(融)政府委員 ことしの問題と
しては、生産費基準というところでや
つておるわけですが、将来の問題とし
てはいろいろ検討して参る、こういう意
味でございます。

○中澤委員 関連して……。

将来の問題とか、そういうことじゃ
なく、蘭系価格安定法第三條には、「蘭
の生産費の額に生糸の製造及び販売に
要する費用の額を加えて得た額を基準
とし」と、明らかに生産費を基準とし
て、そのあとへ、「主要繊維の価格及
び物価その他の経済事情を参し、や
くして、農林大臣が定める」と、こう
規定されておるのです。この法律は間違
いないでしやう。そうすると、やはり
生産費が原則でしやう。ところが、昨
年からのやり方を見ると、生産費
が原則じゃないじやないですか。経済

事情を参酌して生産費を逆算しておるというものが、今回出た十四万という最低価格、そういう線じゃないですか。明らかにこれは法律第三条に違反しておるという議論が成り立つのですが、どうですか。

○大澤(副)政府委員 臨時特例の政令を出しまして、生産費を六〇%、御批判はありまじやうが、そういうことで、これを基準として定めておきますので、安定法の精神に反するといふふうには考えておりません。

○中澤委員 原文には生産費と明らかにそう書いてあるのだから、あなたがそういうことを言ふと、たとえば、ここでまた値下りになった、そうすると今度は生産費は六〇が四〇になり三〇になる。そんなことをやっておつたら、どこまでいってもきりのない話じゃないですか。要するに、生産費といふものは、蘭糸価格安定法を作ったときに、十六万二千幾ら、それから加工費が五万二千二百幾ら、こういう基準があるのです。それが生産費計算で、この法律を作った当時の基準で十九万円というものがはじき出されたわけですよ。それで、だから、その生産費計算を上げていくというなら、今栗原氏の言われたように、これはきりのないことだと思ふのです。六〇に下げる、またことし値下りした、それでは今度四〇に下げるといふことはきりのないことで、事実上、今回の措置といふものは、蘭糸価格安定法三条を明らかに無視して、経済事情の参酌が中心になつて、生産費計算が従になつたという理屈は、これは栗原さんの言つた通り成り立つのです。あなたがいかにか詭弁を弄しても……。だから、これは明らかに蘭糸価格安定法第三

三条の生産費を基準にしてと参酌してという点を逆にひっくり返したので、蘭糸価格安定法を無視しておるといふことは明らかに言える。第三条の違反であるといわれれば断定しておるのです、どうですか。

○大澤(副)政府委員 今申されたように、勝手に四〇%、二〇%というふうな、幾らでも下げられるのじゃないかといふお話でございますが、私どもは考えておりませんので、生産者が可能な限り最大限の合理化を行なつても、なお経営の存立が不可能なほど低い価格にまで下げるということは、法の精神には反すると思ひます。そういう意味で、私どもがとつてゐることは、これは見解の相違といふことにあつて、いふはなるかもしませんが、私どもは第三条の精神にのつとつてゐる、こういうふうな考えをしております。

○中澤委員 いま一つ、あなたがいかにか言つたつてだめですよ。明らかに第三条違反ですよ。それでは、一体、農家経営の安定のために十四万でいいのだ、要するに養蚕そのものが千円という最低価格でいいのだという根拠はありますか。あなたの今の答弁によれば、そんな根拠はないはずですよ。この蘭糸価格安定法を作つたときの計算といふものが基礎になつて、やはりこの安定法といふものは考えられなければいかぬと思ひます。そのときの生産費は、だいたい古いことで記憶がないが、たしか十六万幾らだつたと思ふ。あの安定法を作つた昭和二十六年当時の計算といふものは、たしか生産費が千六百二十幾らか三十幾らで、加工費が五万二千幾ら見てゐるはずですよ。それを基礎にしてこの法律といふものは成り立つたのです。だから、その基礎が根本的にくずれるといふことでしよう。そうすると、私が最初に言つたように、第三条の生産費基準といふものが従になつてしまつて、経済事情の参酌が中心になつてしまつてゐるから、安定法に明らかに違反してゐるといふことは言えると思ひます。しかし、私が幾ら責めても、あなたは、そう言へます、法律違反でありますといふことは言へないはずですが、とにかく根本的にそういうことが言へると思ふのです。だから、あなたの今答弁された、十四万といふものが養蚕経営をこわさない最低価格だと言へる根拠がありますかと言ふのです。そんなものはないはずですよ。やはり一応十六万幾らかの安定法を作つたときのものが基準になつて、この安定法は考えられなければいけないと思ひます。だから、そういう点はどうです。これは幾ら追及しても平行線になつてしまふから、これでやめますが……。

○大澤(副)政府委員 六割と申しますと、今申されたように大体千円でありまふ。今までの生産費調査の内容を見ますと、六、七割といふものは努力費であるわけですが、その反当の努力費をほかの作物とある程度の均衡を考へていきますと、大体この程度のものので均衡がとれるといふやうなことが一つ考えられるわけですよ。ただ、先ほどから申し上げましたように、価格安定制度だけに養蚕に対する政府の施策があるといふことではなくて、生産費の切り下げといふやうな合理化の方向の政策と相マツチして私どもやつておるわけでありまして、ことに、来年度にお

いては、年間桑葉育といふやうなことを中心にして、あるいはまた技術体制といふものの強化、そういうことと相伴つて、今言つたやうなことの實現を果していくといふねらいでございます。

○栗原委員 先ほどお話のあつた、生糸十四万円、この中には販売加工費が三万八千八百五十円、こういうことで、蘭の生産費の方ではバルク・ライソ六十といふことですが、この三万八千八百五十円という加工販売費もバルク・ライソ六十でございますか。

○大澤(副)政府委員 さういふことでございませう。

○栗原委員 そうすると、六十で逆算すると六万五千円という加工販売費になるわけですが、やはり加工販売費は六万五千円、これが平均加工販売費だ、これはどうも世間一般から考へて、それは思へぬのです。この辺はあとで明細な資料提出をお願いしたら提出できますか。

○大澤(副)政府委員 従来の製造、販売、加工費の生産費調査、これについては資料が提出できます。

○栗原委員 最後に、私の考へ方を申して述べて、局長のお答をいただいて、質問を終わりたいと思ふのですが、私たちの考へ方は、蘭は最低価格が千円になる場面もあると思ふのです。しかし、それは、われわれの考へ方では、どこまでも生産費の八割五分が千円に當る、これはどういふ施策でなくちゃならぬと思ふのです。生産費の六割が千円に當るといふことでは云のない話なので、八割五分を支持する、しかし、それが千円に當るのだといふことは、それは生産費を下げる施策が先行しなければ

全く意味がないと思ふ。千円で売らなければ売れないから千円なのだ、それが今まで八割五分だつたが、六割に當るから六割だ、こういうことでは、もう政治でもなんでもないと思ふ。だから、八割五分を堅持しながらそれが千円に當る、こういうふうな生産費を下げていく施策をどうしてやつていけな

いか、こういうことです。われわれは、先ほど提案のときに申し上げたのですが、今回農民が主体となつた事業団が働くことによつて、一〇%といふものを自主的に維持しよう、従つて八割五分を七割五分、こういうことに政府に協力するつもりで法案を出しておるつもりですが、これはどこまでも生産費の八割五分、それが千円に當るといふ方向に持つていく施策を打ち立ててもらいたい、こゝろ強く要望して、御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大澤(副)政府委員 確かに、合理化へ大いに力を入れて、生産費を下げて、蘭の値段が非常に安くてもうまくいくといふやうな方向にわれわれ努力することは御同感でございます。

○赤路委員 午後一時より再開することとして、これにて休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二十五分開議

○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

非補助小園土地改良事業に関し、

金丸徳重君より発言を求められております。この際これを許します。金丸君。

○金丸(徳)委員 私は、主として山村部落に今悩みの種になっておりますところの土地改良事業、結局それが小団地のために捨てられておったところでありまして、農林御当局の御所見などを承わって、これからの私どもが現地におります農民諸君の相談相手になる資料をいただきたいというつもりであります。

その前に、なぜ私がこのようなことにつきましてきようお尋ね申すかにつきましては、考え方の動機とでも申しますかをお聞き取りいただいた方がよろしいと思ひます。実は土地改良事業が食糧増産その他に関連いたしました大きく取り上げられて以来、各地の農業の振興の上にはずいぶん大きな光明となつております。そのために、農村方面の力の入れ方というものは、片や農地解放などをあわせて、非常な中身を持った、また非常なスピードを持ったものとして進められておるのであります。この点は農民諸君もひとしく感激しておるところと思ひます。ただ、残念ながら、そういう中におきまして、一たび山村に入つてみますと、その恩恵に浴し得ないままに捨ておかれておるところが多いのであります。そして、それを見ますと、今までの土地改良のねらうところ、あるいは三十町歩以上であるとか二十町歩以上であるとかいふような比較的大きなところをねらつておりまして、二町歩、三町歩というような団地には目が向けられなかった。今まで

はそういうことであるいは手が回りかねたところであつたかもしれませんけれども、だんだんそれが捨てられておるといふみじめさというものが、非常に強く、大きな団地に住む農村との比較において現われて参つておられます。そして、その結果いたしまして、私も非常に心配いたしておるところは、山合いの部落がだんだんさびれてしまひまして、現に人口は、ひどいところになりますと、ここ五、六年の間に三割も四割も減つておるのであります。先祖代々耕してきたところの農地田畑を捨てて町方へ出てくる、そしてそこでわずかながら、あるいは、たばこを売つて口を過すというやうな実例にしようちゆう出つくわすのであります。そこで、私は、これを救うためには、農村振興の政策の手をどうしてもそういう方面の目線に捨てられておる小さなところにも伸ばしていただくかなければならぬのではないかと思つております。幸いにしまして、生活改善などにおきましては、たとえは簡易水道奨励でありますとか、あるいはかまどの改善その他勝手というやうなものから、生活改善それ自体についてはそういう山合いの小さな部落の上にもや力が及んでおるのであります。一番おくれしておるのは、どうも肝心かなめの働く場所としての田畑に対する農林省の手が比較的及ばなかつたのではないかと、いふやうな気がいたします。

そこ、今までとり上げておったところの十町歩以上とか、あるいは昨年から五町歩以上の小団地にも土地改良の力の及ぶやうな体制はできたやうであります。そういうものが全国的に見てどの程度に功を奏しておるのか、またどんなふう利用されておるかといふやうなことを、これまでの小団地土地改良というやうな問題にほつて、農林御当局の政策の過去の歩み方、現状などについて、一応歴史的展望とでも申しましようか、そういうものを御聞かせいただきたいと思ひます。

○増田政府委員 山村対策についてでございますが、日本列島の地勢から参りまして、日本の農村の中における山村の占める割合がきわめて大きいのでございまして、そこには相当の人口が生計を営んでおるわけでありまして、これに對して、いろいろ、農林省といったにしても、できるだけ統一した方針に基きまして総合的な具体的な政策を打ち出したい、かように考えておるわけでありまして、今お話しになりましたやうに、生活改善の上からとか、また山林行政、国有林行政の方面から、いろいろ検討は続けておるのでもありますが、私どもの所管しております農業の面から、特にその中で土地改良の面につきましては、農地局所管のいろいろな仕事と力をあわせまして、できるだけのことはいいたしたい、このように思つております。以前は、やはり、御指摘のように、土地改良の限度を、しかも補助の限度をどこで区切るかという問題に関連しまして、ここ数年來いろいろな御意見があつたわけでございます。そういういろいろな御意見の中で一応実を結んだ形になりました。普通の場合におきまして、灌漑排水とかいったやうなものは五十町歩、それ以外の土地改良の場合にはおおよそ二十町歩、――原則論で

ございまして、そういうことで区切りを打ち出しまして、それ以上のものは農地局で当然補助事業の対象にしておるわけでございます。しかも、それ以下のものが問題でございますが、その場合に、特に山村だけを対象にしまして、小団地開発整備事業という事業として、三十年から実施いたすことになつたわけでありまして、現在まで四カ年実施しておるわけでございますが、まず予算の上から申し上げますと、実はこの予算には私も満足しておるわけではございませんが、三十四年度には、この山村対策の支柱をなしますところの小団地開発の整備事業の予算額が三億一千五百万でございます。これに對する対象市町村数が三百三十三あるわけでございます。三十三年度はどうかと申しますと、補助額が二億二千七百万、市町村数が二百四十でございまして、一応このごろの予算の計上の仕方から見ますと、やや大幅に増額したと言つてもいいんじゃないか。特に、私どもの所管しておる非常に微細な振興局の予算から見ますと、まあまあ相当大幅な増額だろうと思ひますのであります。問題の根本に照らしまして、山村対策であり、しかも土地改良が中心であるといふことを考えますと、とてもこの予算では満足し得ないものがあるわけでありまして、今後の発展の方向をこの方面に私は傾注いたしたいと思ひます。

そこで、計画を簡単に申し上げますと、これは、先ほど申し上げましたやうに、昭和三十年度より十カ年計画で発足しておるわけでありまして、この前私が申し上げました市町村と申しますのは旧市町村でございます。町村合併以

前の調査に基きまして計画が発足したのでございまして、旧市町村を使つておつたわけでございます。現在山村――この山村は、御承知の通り、林野率七〇%以上、その町村におきまして全体の土地面積の中で林野が七〇%以上を占めるということで機械的に割り出してございまして、これは、たしか当時の市町村の数が一万くらいでございまして、その中で二千八百が該当する、こういうことではあります。そして、この二千八百の町村に對しまして、一町村当り一回九十万円の補助をする。事業費にしますと平均三百万円になるわけでございます。三百万円の三割の補助で九十万円になる。現在若干予算の節約の点で少し端数が出ております。そういう考え方で出発しております。一町村の平均事業費三百万円の三割補助、これを土台にしまして、二千八百町村ずつ十カ年に二回やろう。いろいろ準備の都合もありまして、一ぺんにどかんと金をやつてもなかなかできませんので、この事業費に基きまして一ぺんやつて、そして十年間には二回またそこに戻つてくるというところで、結局二千八百町村の二倍の五千六百町村を十年間でやる、こういうことでございます。現在の実績は、実はこの計画からとりまして、三十三年度までに千五百五十町村しか実施をされてない、こういうことでございまして、進捗率はまだまだ低いのでございまして、三十四年度ではどういふ半分になりません。半分以下でございまして、ずっと率が低いわけでございますから、大いに努力しなければいかぬと思ひます。

それから、山村対策の特性にかんが

てこないのか。それらについて何かお
気づきになつてゐることもございま
しょうか、承わりたい。

○増田政府委員 先ほどいろいろ申し
上げたのでございますが、特に私の方
で主体になつております小団地開発整
備関係でございますが、これは実は要
望がないわけではないのでございま
す。要望が相当あるのでございま
す。しかし、市町村の場合には、やはり市
町村が一つの単位になつておりまし
て、山梨などの場合をお考え願うとよ
くわかるかと思ひますが、新しい市町
村の場合には平地地帯まで入つた大き
な市町村になつております。これは実
は旧市町村で集計したもので、旧市町
村の場合には、平地地帯に偏しまし
て、割合に小さいところに細分されて
市町村がございます。山村の場合にお
きましては、きつめて広大な面積で、旧
市町村の場合にも大きな村があるわけ
でございます。そういう関係で、私も
今まで実は、いろいろこの仕事をやつ
ていく場合に、平地地帯の水田を中心
にして暮らしている地帯に對しまして
は、PRといひますか、この趣旨の浸
透も非常に早いわけでございます。
従つて、いろいろと制度もありま
すし、これに對する要求などもすぐに出
て参るということでございますが、山
村の場合には、非常に面積が広大な中
にわずかに耕地面積がない、しか
も散在しているということで、事業計
画を立てる際などにも、やはり五町な
いし二十町といひましても、なかなか
そこにまとまりがつかなくつた傾向が
あるのではないか、かように考えてお
ります。しかし、最近におきまして

は、県のそれぞれの担当課の努力によ
りまして、特に近年におきましてはこ
れに對する要望も相当出て参つており
ます。しかし、私をして言わしむれ
ば、やはりこの平地地帯だけにその重点
を置かないで——山村の場合には非常
に手数はかかります。県庁でいろいろ
指導される場合にも、非常に時間も経
費もかかりますし、あちこち散在して
いる場合に、これをまとめて一つの事
業として持ち出すことは、私は非常に
力が要るだらうと思ひます。それを実
は小まめにたんに御指導願うなら
ば、必ずやこういう点で大きな力に
なつて中央に對して要求が出てくるの
ではないかと思ひます。その点など

も、実は、三十三年から三十四年に關
しまして私どもの方にとりましては相
当大幅な増額を見たという点も、そ
ういふ声が最近非常に大きくなつてき
ておるからであります。先ほどもお話
にありましたが、山村対策としてこ
れが重要だという声が出て参つてお
ります。従ひまして、先ほど農地局長の
お話になりました、農地局で行われま
す三分五厘の融資対策など、実はこ
ういふ面のPRなども、五分もあり三分
五厘もありといったような格好が、未
端まで浸透するのが非常にむづかしい
し、それが金額として積み上つてくる
のに時間がかかるのではないかと思
ひますが、こういう点に關しまして、
私どもの方はもちろん、農地局の方
に、特にそういう点で現在山村に對す
る趣旨の徹底、PRの徹底、こういう
ものに対してお願いいたしておるわけ
でございます。

○金丸(徳)委員 制度のPRが足りな
かつたというよりも一つの原因
であらうとおつしやるのであります
が、私も確かにそれがあつたように現地
においては見えておつたのであります。
同時に、先ほどの御説明の中で承る
ところによりますと、大抵事業単位を
三百万円というふうに踏んでおる。と
ころが、実際に山村で要望しておる
ところの切実なもの、三百万円とか百
万とかいふような事業ではなくて、も
う少し小さなものであるように思われ
る。そこに私はこの問題解決の根本の
壁があるのではないかと思ひます。
なるほど、大きく市町村が合併され
したものですから、その市町村全体と
してつかんでいけば、同じような条件
のところを幾つか合せると、そういう
三百万とかあるいは五百万とかいうよ
うな事業対象もあるとは思ひます。し
かし、それにするために相当な時間
がやはりかかりますし、ことに、町村
合併前後などにおきましては、各部
落ごとの話し合いなどは、それ自体相
当の時間もかかり、努力を要するとい
うことなんでありまう。そこで、それ
をさらに小さくねらつていただいて、
部落単位くらいにやつていただいて、
事業単位も、もう十万元以上くらいは
一つ目をかけてやるというふうにも考
えを直していただかせないと、ほんと
にこの切実な要求に沿うのに、あま
りに時間がかかり、あまりに手数が
かつてしまつて、差し向きの間に合
わないことになりはしないかと思ひ
ます。私は、山に住んでゐるもの
ですから、山の中を歩きます。山が好
きなものですから、その意味もあつて
歩くのであります。行く先行く先で
そういう訴えを受ける。ここはなぜこ
んな土地のままにして捨てておくの

か、こんな残念な畑のままにあきらめ
てゐるのかと聞いてみますと、いや、こ
ういふのは町に頼みに行きますと、取
り上げてくれませんと言ふ。原因は、
団地が小さい、二町、三町程度のもの
のようでありまう。従つて、これは、
何といひますか、てんで鼻もかけられ
ないといふようなことまであきらめ
させられておるのであります。しか
し、それはそれだけに非常な切実な
要求を持つてゐることは確かなので
あるから、これに、町を通じてこ
いとか、あるいは三百万円分集まつてこ
いとかいふようなことなしに、その
部落が寄つて、こうしよう、こうし
たらこの土地はよくなるんだというよ
うな計画ができたら、それを直接につ
かんでいただくような方法が考えられ
ないものかどうか、こういう点であ
ります。いかがでありますか。

○増田政府委員 ただいまのお話、ま
ことにごもつともございまして、私
どもも十分その御趣旨に沿つて事業を
実行いたしたいと思つておるわけで
あります。参考までに申し上げるの
であります。先ほど市町村で三百万円
事業費と申しましたが、これに對しま
して説明を補足いたします。実は、一
市町村三百万円になつておりますけれ
ども、私どもの方の指導としては、一
地区平均六十万円くらいというところ
で指導しておるわけでございます。こ
の六十万円にもいろいろ問題はござ
います。従ひまして、私の方では
事業種別にこまかくいろいろ考へてお
るわけでございます。たとえば、農
道、牧道、林道などの場合は一カ所十
円くらいを目標にしてやつていこう、

その他の場合におきまして、実はこれ
は土木工事の単位の問題でありまして、
コストの問題にも關係して参りますけ
れども、三十万円くらいのところまで
はまとまつてやつた方がいろいろな面
で便利ではないか、コストも安くする
のではないかといふことで、その他の
土地改良の面においては三十万円くら
いを一応の基準にしてあります。しか
し、これで何も縛られてゐるわけでは
ありませんで、地区数がふえればい
いわけでありまして、今後この面にも
努力いたしたいと思つております。

そこで、念のために、山梨の場合を
この前にいろいろ調べて参つたのであ
ります。山梨県の小団地開発整備に
關する過去の事業におきましては、私
が先ほど申しましたように、県のい
ろいろ御指導だと思ひますが、こまか
いところにあまり手が届いておらぬ。と
いふのは、金額で申し上げますと、事
業費が大体四千五百万円くらいの過去
の実績になつておりますが、これに
對して機械揚水が非常に大きいのであ
ります。従つて、これは、機械揚水の償
却を考えますと、相当面積が集団しな
ければならぬといふことになる。従
つて面積も大きいのであります。それ
から、もう一つ非常に大きいのは用排水
路でありまして、これは機械揚水の場
合よりも地区数が多いのでございま
す。しかし割合まとまつた地区をやつ
てゐるようには見受けられます。四千
五百万程度の金の中で、この二つで三
千七百万円くらいを占めてゐるとい
ふことでありまして、今いろいろお話
になりました非常に小さいやつでござ
います。これは、これは、私の方
きるはずであります。これは、私の方

でもその市町村でそういうことをやる場合にはぜひ取り上げたいと思います。しかし、おそらく、そういう町村では、こまかいものをほつぽつやるよりも、もつと先に機械揚水とか用排水路の大きいものをやりたい。しかも農地補助のところまでいかないそういう土地が相当残っていることが如実にこれによつて示されてくるのではないが。

従ひまして、これによつて私どもは市町村が終つたといふのではなしに、もう一回回つてこよつといふ考えを立てまして、十カ年計画を計画しておるのも、そういう点で私どもやはり有意義じゃないかと思つておりますが、最

初に申しましたように、やはり二十町歩のところで限度があり、あるいは灌漑排水の場合は五十町歩でございますから、そういうところで補助の限度がありますと、そのやや下回ったところをまず先にやる、こういう傾向がある。従つて、小さいのはあと回しになる。従つて、これをもう一回実は私の方で回しまして、その小さいところは次の機会にできるだけ取りつけていく、こういうことを考えておる。それは私どもの方の所管の行政に關してでございますが、先ほど農地局長から詳細お話のありました通り、私の方の補助事業にはほむ匹敵するような三分五厘の公庫融資の事業が三十三年度から充足しまして、三十四年度からは大幅に拡大されるようでございますと、これと一緒に、一方では小団地の補助でやり、一方では三分五厘の公庫融資でやる。この五分三厘の公庫融資を補助に換算いたしますと、おそらく二割から三割の間ぐらいの補助率に該当する

んじやないかと思ふのでありまして、
 こういふ資金を有効に活用して、両方
 合せて計画的な事業を進めて参ること
 になれば、私は山村のこういふいろい
 ろな対策が一ぺんに進んでいくんじや
 ないかと思ひます。

ただ、この場合に、何といひましたも資金の裏づけでございしますが、小団地の開発の場合には、補助は補助でありまして、補助以外の地元負担がございます。地元負担に関しましては、やはり公庫融資で——これは利率が高いわけでございしますが、補助残融資をやっております。六分五厘の補助残融資を、ちゃんと公庫融資のワケをとつて、それはそれで最高八割までの融

資が受けられるようにめんどろを見るようになっております。そのほかには農地局の三分五厘を一つ考える。農地局の方の三分五厘の方は、個人の事業までずっとお貸しになるようでございます。個人の事業も対象になっておるようでございますから、それの一つ計画的にやる。ただ、非常に制度が複雑になっておりますから、どうしても私は、先ほど申し上げました通り、やはり県庁が非常にこまめに、かゆいところに手が届くように指導しなければならぬじゃないか、こういうことを考えております。

○金丸(徳)委員　なるほど、お話で私の方の山合ひ、谷間の土地改良がおくれておる原因の一部がわかりました。それ以前に、まず能率の上る、平地といひますか、盆地の方にたくさん残つておる仕事をまず手がけなければならぬといふよりなことであつたと思いますが、それはもちろん私は進めていたかなければなりません。私の

県のことばかり取り上げてはいけな
のでありますが、たとえば、私の県で
ありますと、釜無川の右岸、左岸、こ
れは増田局長あちらに御在任中から手
がけられた仕事です。これがまだ、一
部は着手されておりますが、大きなも
のは着手に至っていない。茅ヶ岳の方
にいたしましたも、国営でやられると
うにと、特に私どもは非常に楽しく御
期待しておつたのですが、これが、い

いろいろな事情もありと思いますが、進んでおりません。そうした問題をかかえておるものですから、容易に山村あるいは谷間、あるいは川と川との間というような小団地にまで手が届かないところだと思ふます。ナレド、小

ゆいところへ手が届かなかったという
ことは——私もほんとにそう思いま
すが、かゆいところに手が届かなか
たのは、太い手のまま伸ばそうとし
て、ついに伸びなかつたように思う。で
すから、一つここで太い手を細くして、
どこもなくしていただくというよう
な基本の方針をとっていただきたい。こ
れは、農林省の方ではそうとってお
られましても、県段階にきましてから
それがまたもとの太い手になってしま
うらしいのであります。これを一つぜひ御
指導をいただいて、かゆいところに細い

ながらも手が届いていくという御方針をさらに強く打ち出していただきたいと思ひます。私は、山村あるいは山合いの部落の人口が減る、嫁に来手がない、息子が住みつかないのだというような悲惨な状況を見るにつけても、この方から救ひ出していくとせんと、日本の中小企業の問題も片づかないのではないか。今その人たちがなければしの田畑

を売り払い、家をこわして東京なり町方に出てきて、そこで何かの仕事をして、そうして中小企業の過当競争というような残念な事態を悪循環的に現出しておる実情であります。これを一たび農村の方の生活を改善し、働きたい田畑を作り上げておきますと、若い人たちもおのずからとどまってくるのではないかと思う。それが莫大な金が要るということであれば別ですけれども、

私の実例として非常に感銘しておりますところは、昨年十何万かけた索道一本のゆえに、その部落の農民の人たちが過勞から救われて、病人が目に見えて減つてきた。これはお医者さんが述べ懷して言つてくれたことであります。

す。一本の索道が部落を救ひ出したという例さえもあるのであります。いわんや、それが土地そのものをよくするということになりますならば、一そうそこに張り合いを持つて住み続けることができるのではないか、こう私は思うのであります。ただ、問題は、いろいろな関係がありまして手が届かない。それを手を届かせるにはどうするか。結局、今の御方針がそうでありますから、あとは県への御指導であります。県への御指導をさらに強くしていただく以外にはないのであります。さて、そうなつた場合

に、先ほど冒頭にお伺いしましたように、果してこのワクで足りるものやいなや。数から言いますと約一万町村ということでありますが、部落に計算いたしますと、ずいぶんこまかいものになると思います。その二十戸、三十戸の部落に目をつけていただきたいというのが、私のきょうのお尋ねの要点であります。それだけに、数がうんとふ

えて参りましようし、金もとうでい
れでは間に合わないと思います。そこ
で、そうなりますと、数がふえ、手数
がかかる。県でも、せつかくの農林省
の御指導、御鞭撻にもかかわらず、い
かにせん手が間に合わないということ
で、そこにかゆいところに手を届かせ
るわけに参らぬという実情が出てくる
ことになりはしないか、こう思うので
あります。結局、金のワクをとつてい

ただ、ことあるいはまた同時に技術指導などの人々も農林省自身がお持ちになることも必要でありましょうが、県の方へも相当用意していただくようにしないと、今までの壁をぶち破ってかゆいところに手を届かせるわけ

けに参らぬように思うのであります。それらについてはこれからどういう御用意をお進めになるのでございましょうか、お伺いしたいと思ひます。

○増田政府委員 予算に関しましては、先ほど申し上げました通り、十分これでまかなつておるとは考えておりませんし、今後増額に極力努力いたしたいと思ひます。なお、きわめて大事でありますけれども人目につかないようなこまかい仕事がこの山村対策の生命でございいますから、この点に関しましてはかねがね県に対して注意を喚起しておるのでございます。県としまし

ては、小団地開発の主管課は大体耕地課が多いわけでございまして、これに對して振興局の系統であります農政課系統あるいは農産課系統の者も極力努力はいたしておるわけでありますが、なお私も、これに対する注意喚起、指導の徹底等に関しましては、最近特に痛感いたしておりますので、農地局長にもお願いしまして、特に県の耕地系統

の技術陣営に對しまして、御趣旨のようなかゆいところに手の届くように、よく農民の方々の要望を入れて、煩をいとわすして、農村振興の上に直接役立つようなことという仕事に對してもつと重点を置くように、私どもの方から強力に指導いたしたい、かように考えております。

○金丸(徳)委員 私のちようだいしました時間がもうなくなるわけでありすが、今の点、耕地課の要員の足りないことはもう前から言われておりすが、その足りない耕地課の人々の手が、実はその足りない手ながら山合いの方に目を向けてくれればいいのですけれども、それが補助事業などの方で手が回りかねるような実情なものですから、一そうそちらの方はほつたらかしておるといふ実情であります。耕地協会などがあつて、それについて若干穴埋めをする意欲は持つておるようでありすが、力これ足らずというところが実情であるのであります。私は、願わくは、この際、こゝろふうなせつかくいい施設をお持ちになつて進められておるわけですし、そしてそれが、PRが足りない、あるいはその他のゆえにせつかくの善政が現地の方に伸びていかなないことを非常に残念にも思ひます。その、一面におきましては、中央におけるワクの拡大その他のお力をいただきますとともに、何としても現地の手を増すための何らかの措置方法を一つ早急にとつていただくようにお願いしたい。それも技術陣営の非常に優秀な者といふことではありません。す。わずかに二町歩、三町歩の土地について、これは土質の改善をしなればいけないとか、こは一つ水質を

考へより、温水ため池でいふこととか、あるいは畦畔で一つ何とかしようじやないか、農道を何とかしようという程度でありますから、その優秀なる技術陣営でなくともいいと思ふのであります。いいと思ふますけれども、数を一つよい配置できるような形にしたい。これは全く私の思ひつきであります。これは、いつも頭のすみつこにあることなんです。農林省では現地には食糧事務所でありまして、これは統計事務所をお持ちになつておられます。私は、同様に、もしかできるものができ、直接にでも一つ御指導願へるような道が開けないものかどうか。また、ある場合におきましては、あの統計事務所あるいは食糧事務所のスタッフの中には、ずいぶん土地の状況について長い間苦勞しておられます。かけ出しの技術陣営などよりも、もつと土地の改良関係などについては、明るい知識経験を持つておる人があるものであります。これを県に収容することとがどうかといふことであります。さうば、農地事務局の出張所的なものに収容なされば、現実の土地改良の問題を通じて山村の興隆といふことが農村全般の振興に非常に役に立つのではないかと、こゝろ思ふのであります。これらについては、農地局長などの御見解も伺つて、私も願ひと言われればいかにやうにも願ひますが、一つ御所見を承りた。

○伊東政府委員 御意見、つまり、山村関係の土地改良でありますとかあるいは開墾の問題の指導力が足りないじやないかといふお話、これはごもつともだと思ひます。実は、私の方の

三分五厘の制度をやつたのであります。先ほども全国で三十七億要望があつたと申しましたが、山梨県は二千七百万くらいしか実は要望が出て参りません。これは制度が初年度の關係もありません。私は、やはり、先ほどからPRの足りぬといふお話のほかに、それに関連しますいろいろな指導關係の職員の問題、あるいはそれに要する経費の問題でまだ足りぬところがあるのじやないかといふふうに考へられます。ただ、先生のおつしやいまして、統計なりあるいは食糧事務所に人がいるのじやないかといふお話もございしますが、これはなかなかむずかしい問題であります。農地事務局の定員もそこまで実は手を伸ばしまして指導をするにはあまりにも人員の点では貧弱であります。これは私だけの考へでございしますが、やはり、これは、県の中で、何となく、課を問はず、また、改良普及員という制度もございす。これは林業関係にもございす。こゝろ、農業関係にもございすので、こゝろ人たを動員いたしまして、そして山村の土地改良なり開墾といふものを指導していくといふやり方が一番実情に適するのではないかとこゝろ思ひます。それで、農地局としましては、これは公務員の定員をふやすといふわけになかなか参りません。参りまして、来年度は土地改良だけでも公庫から百四十億くらいの融資が全部で出ることに参りますので、さうな

援助をしていきたいといふ考へを実はとつております。定員をふやすといふこともなかなか困難でございす。が、われわれの経験からいいますと、土地改良をやります場合にも、改良普及員の人々を手をつないでやつたところは、実はうまいといふことが多いです。さういふ事例がたいぶ多いのであります。私、先ほど申し上げましたように、さういふ人々をみんなで活用しましてやつていくのが一番いいのじやないかといふふうに今は考へております。

○高田委員 先ほど栗原委員からおもな問題点についての質問がありましたので、私は関連程度に簡単に二、三の点をお尋ねしたいと思ひます。先ほどの質疑を通じて、やはり大体明らかになつたと思ひますが、農系価格安定というものの制度の精神をあぐまでも尊重してこれを堅持していくといふ御答弁でありましたが、しかし、内容的には、実際問題として、安定制度といふものを事実上放棄してしまつたといふ結論が出るを得ないわけでありすが、この点はいろいろと質疑応答の中で明瞭になつたのであります。さうして、昨年度の農系価格の底値を見て、その底値以下のところへ最低価格を持つていたわけですから、事実上これは発動しなかつたといふ見通しのもとに定められたものであります。その上では農系価格安定法は残つておりますが、実質的にはなくなつたものと考へざるを得ないのです。もしさうでないと言ふならば、現に、暴落をしてその線まで来たときに、その線を堅持するために無制限に支持するかといふことは、支持しなかつた実績がこれを証明している通りであります。これは事実上ない。結局残るのは事業団で、事業団によつてある程度、きわめて限られた範囲ではあります。操作をするといふ価格調整のシステムがわずかに残されておると思ひます。

○吉川(久)委員長代理 次に、内閣提出、農系価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、及び、栗原俊夫君外十六名提出、農系価格安定法

の一部分を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありまして、これを許します。高田富之君。

○高田委員 先ほど栗原委員からおもな問題点についての質問がありましたので、私は関連程度に簡単に二、三の点をお尋ねしたいと思ひます。先ほどの質疑を通じて、やはり大体明らかになつたと思ひますが、農系価格安定というものの制度の精神をあぐまでも尊重してこれを堅持していくといふ御答弁でありましたが、しかし、内容的には、実際問題として、安定制度といふものを事実上放棄してしまつたといふ結論が出るを得ないわけでありすが、この点はいろいろと質疑応答の中で明瞭になつたのであります。さうして、昨年度の農系価格の底値を見て、その底値以下のところへ最低価格を持つていたわけですから、事実上これは発動しなかつたといふ見通しのもとに定められたものであります。その上では農系価格安定法は残つておりますが、実質的にはなくなつたものと考へざるを得ないのです。もしさうでないと言ふならば、現に、暴落をしてその線まで来たときに、その線を堅持するために無制限に支持するかといふことは、支持しなかつた実績がこれを証明している通りであります。これは事実上ない。結局残るのは事業団で、事業団によつてある程度、きわめて限られた範囲ではあります。操作をするといふ価格調整のシステムがわずかに残されておると思ひます。

そこで、それはそれとして、政府としても、去年ああい大暴落を見まして、すでに財政上ささげられぬということから、一挙に事実上の放棄ということになったのであらうと思ふので、その事情はわかるのですが、さて、しからば、そういう安定制度が事実上なくなつたという状態にいつまでも置いておくわけには参らぬと思ひます。これは、どうしても、養蚕農家に、あるいは業界全般に、安定感をすみやかに与えなければならぬという責任がやはり政府にはあるわけなので、先ほどのような質問が出るのもそういう点からであります。政府としては、一体これから将来にわたつて今の繭糸価格安定制度というものをいつまでも堅持していく考えなのか、それとも、もつと——これを事実上放棄して、しばらく様子をのんびりしているのだらうと思ふのですが、いつまでも様子ばかりのんびりならぬで、構想をまとめ、かくあるべき価格安定制度というものについての、まだ最終確定したものでないまでも、政府の大体のお考えですね、こういうものは那辺にあるかということを一御発表願ひたいのです。

○大澤(融)政府委員 御承知のように、私どもは、来年度も価格安定制度を全部廃止しようという見解はとつておりません。臨時措置法の期限延長によりまして、法律に基いてきめられた最低価格の線、こゝまで落ちたならば保管会社が買い出動に出るということとを準備しておりますので、価格安定制度を廃止したというふうには私どもは思つておりません。ただ、しかしながら、繭糸価格安定制度、今までの安

定法については、去年以来のああい問題もございまして、あのまま今度も適用していくというには、なかなかいかぬと思ひます。午前中もお話ししましたような生産費の問題ももちろんありますし、それから、安定制度によりまして、特別会計がいきなり買つてしまふというふうなごちない方法になつたりしておるわけです。そこで、御承知のように、こゝし桑園の整理というふうなこともございまして、また、御指摘になりました蚕繭事業団というものを発足して活動して参るわけでありまして、それやこれやを見ながら、この一年間臨時措置法の延長をして、かたわら繭糸価格安定制度を将来どういうふうな持つていつたらいいかというのを、今まで現れた問題点を取り上げながら、その解決をして新しいものを作り、三十五年年度からは、臨時措置法にかわるもの、今の安定制度にかわるものを発足できるよるにということ、私どもいろいろ考へておるわけでありまして、率直に申し上げまして、まだ私どもは問題を洗つておりまして、振興審議会等にもかけておるわけであります。今までのところ、こゝろを考へてありますというものは、まだ私どもは持つておりません。

○高田委員 率直に、まだ明確な考へがまとまつておらぬというお話でありますので、やむを得ませんが、やはり、何としまして、幾ら堅持していいと言ひましても、もう信用しておらないので、事実上もう最低価格制度というものは放棄されたものである。ただ、事業団というものができて、わず

かにある程度の操作ができるというふうにはしか、もうこれは受け取られていないのです。ですから、これは非常に残念なことなので、そういう精神があまりならば、やはり、すみやかに明確に価格支持制度というもののあり方をはつきりさせて、そしてそれを打ち出される、こゝろのことではない、今何もなくなつてしまつたというのと同じ状態だと思ふのです。それで、さしあたり今度は春繭について——さつきもちよつと栗原さんからお話がありました、春繭の場合に予想されますこととは、今度は暴落対策でなくて、まかり間違ふと繭の争奪戦ということになる可能性が非常に強くなつてくる、こゝろのことなので、下つてきたときには底値の方はどんと下までおろされてしまふ、上りそうになつてきたときにはどうするかということなんです。が、今までのやり方では、結局団体協約です、これを強力に進めることによつて、とにかく樹目協定を一本の線で各県でやらせる、これをあまりに強くやつたために、実際ならばもう少し繭の値段が競争によつて高まるべきものを、逆に高めな作用をしたのであります。ですから、実際は農民が團結して高く売るべきシステムのものが、あべこべに向う様の共同購入の機関になりまして、かえつて押えられるという結果になつた。率直に申すと、いよいよせつ々しく事業団等でも、共同販売の態勢を強化しようというときに、むしろこれはそれが押えの作用をして、かえつて養蚕農民からは好ましくないもの、それよりもむしろ、いつそのことを、そういうことをされるくらいなら、何もやらぬ方がいいじゃないかと

いうような議論さえも出てくる可能性すら非常に強いと思ふのです。そこで、この団体協約による取引のやり方というものと独禁法との関係、これは従来も非常にいいだつたと思ふのです。それで、こゝろのこととはやはり、今度は春繭を前にしまして、もう一べん明確にされる必要があるのではないかと思ふのです。たとえば、われわれの方で、埼玉、群馬、山梨、長野、そして、非常に極端なことが従来行われておる。去年はああい状況ですから共同販売をしようという逆の方向にいつたわけですが、今度は情勢が變つて参りますと、あべこべに再び一昨年前のような状況が起るのではないかと思ふのです。たとえば、これはよく御承知だと思ひますけれども、団体協約というものをほとんど強制的に、それ以外の販売方法を行政的な指導力で封じてしまふということをやつておる。たとえば、繭糸業者に対しては、みんな県庁で廃業届を集めて、繭を買いに行つたら、日付を入れて白紙委任状がついて参りますから、その場ですぐ廃業させてしまふというふうな、まことに驚くべき、営業の自由を侵害するやうなことでやりまして、団協による以外販売をする道を封じてしまふ、そういうことをやつて

いる。一方、製糸の方では、争つて買ひのはいやですから、地盤協定をやりまして、地盤協定を破つてお隣の製糸の地盤から繭を買いまして、その買った繭は、その製糸にやらないで、全部県でもって調整繭に取り上げてしまふというふうな、実に乱暴きわることを従来やつてきたのです。こゝろの春繭で需給関係がそういうふうになつて参りますと、また再びそういう問題が起つてくるわけです。この団協の指導をするというところは、根本の考え方としては非常にいい、理想的に運営されれば非常にいいと思ふのですけれども、今のやうな形ではいかぬ、かえつて農民の利益を不当に圧迫する。そうして独禁法違反を官行なり製糸協会なりがえて犯しているやうな形が出てくるわけです。ですから、そういうことはやはり避けて、適正な繭の相場が出るならそれを出させていつて、そこを基準にしながらこの事業団の運営なり団協を正しくやつていくということではないと困ると思ふのです。ですから、そういう点で、今でもまだ結論が出ない係争中の独禁法違反事件というものは山梨や埼玉やほかでもあると思ふのですが、これらの点については明快な見解を今お出しになつておかないと困ると思ふのです。ですから、その指導要領をお出しになるに當つての当局の考え方、団協と独禁法についての考へ方を一つ明確にしたいと思ふのです。

○大澤(融)政府委員 お話のございましたのは、埼玉、山梨、群馬の独禁法違反の問題で、係争中であつた公取の結論が出ていないやうであります。そこで、具体的な問題としては、たとえば、今御指摘のあつた、繭糸業者から白紙委任状をとるというやうなお話がございますが、公取の判断ができません、何とも申し上げられませんが、今御指摘がありましたが、春繭の取引、今度の春は去年あたりと違つて二、三年前のように繭が買えなくてみな買ひ方の側が競争するというやうな事態も

なつて参りますと、また再びそういう問題が起つてくるわけです。この団協の指導をするというところは、根本の考え方としては非常にいい、理想的に運営されれば非常にいいと思ふのですけれども、今のやうな形ではいかぬ、かえつて農民の利益を不当に圧迫する。そうして独禁法違反を官行なり製糸協会なりがえて犯しているやうな形が出てくるわけです。ですから、そういうことはやはり避けて、適正な繭の相場が出るならそれを出させていつて、そこを基準にしながらこの事業団の運営なり団協を正しくやつていくということではないと困ると思ふのです。ですから、そういう点で、今でもまだ結論が出ない係争中の独禁法違反事件というものは山梨や埼玉やほかでもあると思ふのですが、これらの点については明快な見解を今お出しになつておかないと困ると思ふのです。ですから、その指導要領をお出しになるに當つての当局の考え方、団協と独禁法についての考へ方を一つ明確にしたいと思ふのです。

予想されますので、根本的には、今も御指摘になりましたように、農業団体、養蚕農民の団結がなくなつて、これが外に對して大きな力を出すというやり方、その方向で指導するのが筋だと思ひます。しかし、今までやりましたような私どもの産繭処理方針というよりな考え方を毎年出して、独禁法との關係も考えながら、そういう方針を県に指導して参つたのでございすが、これは今申されたような事態も予想されますので、先ほど申し上げましたが、近く四月の初めには、そういう県の關係の方々と、具体的な問題でもありますので相談をして、どういう処理をして参るかといいことは、そのときにはつきりきめて参りたい、こういうふうな考えで参ります。

○高田委員 それは一つ早急にはつきりしていただきたいのですが、この点一つだけ、——繭糸業者が免許を受けて營業をやつておる繭買い、こういう人たちが買い出動することに対しては、免許をしてゐるのですから、いろいろな名目をつけてこれを制約したり禁止したりしてはならない、そういう人が買い出動することは自由である、従つて、反對側から言へば農民が売ることとは自由だ、こういう点はいかがですか。

○大澤(融)政府委員 繭糸業者の制度が蚕糸業法に基いて制度的にあるのでありますから、これが買い出動をするというところが取引全体から考へていろいろ問題があるといふことならば、またそのときにいろいろ考へなければならぬと思ひますけれども、プリンシブルとしては、これが買い出動するといふことは、そういう制度が前提として

あるのですから、そうしてはならないといふような結論にはならないだらうと思ひます。

○高田委員 そうすると、当然のことですが、それを無理にある協定によつて一つの県の繭糸業者が買い出動してはならないような取りきめや何かをした場合には、これは当然独禁法に違反をする、こういう結論になると思ひますが、いかがでしよう。

○大澤(融)政府委員 具体的な問題になりませんと、どのような場合にどういふふうになるのか、独禁法違反かどうかといふことは、今ここで結論を申し上げるわけには参りません。

○高田委員 この点につきましては、ただいま公取の方にもうだいたい長い話ですが出ておりますので、至急に一つ農林省としても御検討願ひまして、はつきりとした指示を出していただきたいと思ひます。また同じようなことが起ると大へんな混乱になりますので、早急に一つ農林省の明確な態度を御表明願ひたいと思ひます。公取の方は少しのんびりしてございまして、独禁法緩和の形勢もあるものですから、あまり仕事をされないうことをもつて建前としておるのではないかと思ひますので、農林省の方の指導を早く出してもらわないと混乱がくる、また繰り返されるおそれがありますから、この点はお願ひしておきます。

それから、ちよつと問題は違ひのようですが、大臣に一つお尋ねしたいのです。片倉製糸の社長安田さんは日製協の会長でもあるわけですが、これにつきましても、最近株主總會でいろいろ経営内容等について議論がなされておるわけですが、特に農林省と非常

に關係のある問題として見のがし得ないのは、片倉製糸の大宮工場の試験所に、試験研究のために使へべき補助金といひまして國庫補助金が出ておるわけにございします。これを相当何カ年かにかわたりまして實際は大宮工場の試験所において研究用にこれを全然使つておらないので、これは社長さんの責任問題だといふようなことがだいたい問題になつておるのですが、これは全然根拠のないことであらうでしょうか、多少そういうことがあつたのですか。

○大澤(融)政府委員 ただいま御指摘の問題は、詳細のことを今私記憶しておりませんが、補助金を出して仕事をやらせたことがありますが、調査の結果、實際はそういうふうに使われていなかつたという事件がございします。そこで、これは補助金適正化法に従つて処置をいたしまして、返還を命じて、すでに返還されたと思ひます。

○高田委員 返したといふのは、いづごろですか。

○大澤(融)政府委員 確かな時期は私は覚えておりませんが、私が局長へ来てからですから、去年だと思ひます。

○高田委員 金額ではおおよそどのくらいですか。

○大澤(融)政府委員 ちよつと金額を覚えておりませんが……。

○高田委員 何年間にわたつていたものでしょうか。

○大澤(融)政府委員 二年ぐらゐにわたつていたと思ひます。詳しいことは調べましてお答えいたします。

○高田委員 そういう事件は今年が初めてでございしょうか。このほかにも同一のようないふことがあつたといふことを耳にしているのですが……。

○大澤(融)政府委員 私が知つてゐる範囲では、これ一件です。ほかには私は聞いておりません。

○高田委員 神奈川県の川口製糸です。何かこれは名目は違ひ助成金らしいのですが、そんな事件があつたように聞いておるのですが、そういう事実はありませんか。

○大澤(融)政府委員 ちよつと今記憶がございしません。

○高田委員 實は、こういう問題がほかにもあるといふようなことを耳にいたしましたので、私自身も正確なことは全然調べておりませんが、農林省は監督官庁で、厳格に一つそういう点はやつてもらわれないと、各種の補助金がたくさん出て、使い道がどこにどうなつてゐるかわからぬといふようなことでは困るのです。

それから、この片倉へ出ておる金額はあとでお調べ願ひたいのですが、それがあとでわかつて、そうして返還を命ぜられるといふようなことは、相當大きな問題です。しかも製糸協会の会長ですから、そういう問題があつたときに、これがただ返したからというようになことで、蚕糸局に協力をして業界全体を指導していかなければならぬような団体の責任者であつてそのまゝ不問に付されていくといふようなことは、どうも何かおかしいものを感じます。どうも何か政治的に折衝でもあつてそのんですが、政治的に折衝でもあつてそんなことになつたのでしうか。大臣一つ……。

○三浦國務大臣 實は今の問題は私は初耳でありまして、今局長の方で詳細調べて善処したいといふのが答弁の要旨でございしますが、これに關する問題

題は、これは軽々に看過し得ないと思ひます。それでございしますから、今までの各種の調査あるいは研究等につぎまして、生糸のことですから、受託調査等をしておるかも知れませんが、あるいはまた助成金等も出しておると思ひますが、これらは近いうちに全部検討調査をせまして、その成果を全部洗いざらい見たいと思ひます。同時にまた、もしそれに非違があらますならば、信賞必罰でもつて厳正にこれを直す。それから、同時に、今御指摘になりましたが、安田さんが製糸協会の会長をしておるのですが、そういう事態については、役所の処分を待たずに御善処される場合もありましようし、また、必要に応じては、役所の方から勧告といひますが、さうなこともあるかも知れませんが、この事態の推移は一つ当局におまかせ願ひたい。われわれの方では厳正にいたしたいと思ひますから……。

○高田委員 それでは、一つ具体的に事實を調査されまして、それに対する農林省の処置といひますが、態度、考へ方といふものを一度この委員会で明白にしたいだきたい、こう思ひます。これにはいろいろなデマ、——デマであるか真相であるかわかりませんが、いろいろなことが言われておりまして、實際は相當政治的な問題になつて、そうして会計検査院あたりと農林省で折衝をしてうまい工合にやつたといふようなことまで言われておるわけでありまして。ですから、事は重大なので、ぜひ一つ大臣も責任を持つてこの問題についての明快な態度を表明していただきたいといふことを要請しておきます。

私はこれで終ります。

○吉川(久)委員長代理 関連質問を許します。中澤茂一君。

○中澤委員 このごろの入札の利益金だね、あれは総額で幾らですか。大体三億前後と言われているんだけれども。もう計算は済んだでしょう。

○大澤(融)政府委員 御質問の趣旨がよくわからないのですが……。

○中澤委員 このごろの払い下げ入札のときの……。

○大澤(融)政府委員 利益金と申しますと、どういふことでしょうか。

○中澤委員 浮いたやつがあるでしょう、二億九千から三億……。

○大澤(融)政府委員 春爾を百二十万貫ばかりやつたあれですか。利益金と申しますと、どういふ意味ですか。

○中澤委員 差益があるでしょう。

○大澤(融)政府委員 それは加工費です。先ほど栗原先生の御質問がありました。個々の落札価格が幾らかということは、公開の席では申し上げにくいことですが、非公開なりあるいは先生のお手元へなりお示しをして差しつかえないかと存じます。

○中澤委員 それは非公開でもいつてもいいが、あなたは一度報告すると言つて来たけれども、おれは都合が悪くてだめだった、入札による差益額が大体総額で二億なんぼ、ちよつとよそからの情報では二億九千万円、約三億前後差益額が出ておるといふようなことを聞いたんだが、どうなんですか。総額でいいんです。総額は言つたついでいでしょう。間組の一万円入札まで言えと言ふんではないのです。

○大澤(融)政府委員 これは、午前中申し上げましたように、平均価格にし

ますと一万四千円くらいになります。予算との差額をおつじやつていと思

います。予算が三万一千五百円ですから、その差額一万七千円、これの百二十万貫ですから、約三億くらいあるかと思ひます。もし御必要があればあとで計算してお届けいたします。

○中澤委員 それは約三億前後といわれているのですが、それは一体財政法上から言つてどういふことになるんでしょうか。その入札による差益額はど

ういふふうな処理方針になるんでしょうか。

○大澤(融)政府委員 これは、保管会社を引き取るワクの中の問題ですから、今まで百億とか五十億とかワクがあつて、そのワクの範囲内ならそのま

ま政府が来年になつて肩がわりをするわけですから、ワクを全部切り切らんで残れば、それだけ、政府が引き取る

ときは、特別会計での財政支出というか、借入金で措置するといひましよう

か、その金が少なくて済む、こういう問題だらうと思ひます。

○中澤委員 それは法文の第何条で——総額のワクでそれをやつて果していいものかどうか、僕もよくわからぬのですが、総額のワクがそれだから

差益を総額のそれで処理していいものかどうか、ちよつと疑問に思ひうのだから……。

○大澤(融)政府委員 そういふことじやございせん。保管会社は前代に加

工賃を入れて糸にしてこれだけになつたというもので、その金額で特別会計が引き取るわけですから、別に問題はないと思ひます。

○中澤委員 問題はないわけですね。なければいいです。

○吉川(久)委員長代理 ただいま審査中の四案のうち、蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律

案について他に質疑はございせんか。——なければ、本案に対する質疑は終了いたします。

次に、本案を討論に付しますが、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○吉川(久)委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま可決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一

任願いたしと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は来たる二十四日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

〔参照〕

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)に関する報告書

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕